

## 50歳をむかえた方々への提案

### 1. 公的年金控除（雑所得）活用のための準備

#### (1) 公的年金控除活用の意味

個人に年金等の受取がある場合に収入から控除できる金額が公的年金控除です。

現状は年齢によって次の金額が非課税になる受取額の限度です。

年齢	公的年金控除による非課税となる年金収入
65歳未満	70万円
65歳以上	120万円

#### (2) 公的年金控除の対象となる所得控除対策は

所得控除	支給開始年齢
小規模共済（分割受取）	退職時から（現実的退職は65歳以降）
年金基金	60歳から
確定拠出年金（年金受取）	受取決定から（最少60歳以降）
厚生年金（報酬比例分）	65歳から
基礎年金	65歳から

(3) 60歳から現実的に受取ができる所得控除対策は、年金基金、確定拠出年金（年金受取）です。

(4) 年金基金、確定拠出年金（年金受取）を60歳から受取るためには10年以上の加入が必要です。

(5) よって、**50歳をむかえた方々には年金基金と確定拠出年金の加入をお勧めします。**

### 2. 年金保険（税制適格特約）の加入留意点

受取が年金型となるものとして年金保険があります。この年金保険を節税的に活用するには次の点に留意して下さい。

(1) 税制適格要件を満たすように、払込期間10年以上、年金支払日の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間は10年以上であること。

(2) 年金保険についての年金保険控除の上限は4万円となります。最高額の控除とするためには年額8万円以上の保険料の支払となるよう加入が必要です。

(3) 年金保険の受取時の課税は雑所得となります。雑所得の計算時は年金収入から受取年金額に対応する支払保険料を控除しますので高額の運用益が出なければ課税額は大きくは発生しません。

(4) 受取年齢は事前に確定することになりますが、特に、受取資金の必要性が低い場合には引退後（所得が少なくなる時期）の受取を想定して契約をして下さい。

# 歯科会計

## 決算資料（未収入金）

### 未収入金明細

決算日 2018/12/31

診療所名: 橋本歯科 (単位:円)

氏名	金額	請求日	入金(予定)日	備考
保険窓口負担金	1,000	12月31日	1月7日	
自由診療振込・現金	216,000	12月31日	1月10日	税込
クレジット払	540,000	12月20日	1月5日	税込

決算資料より抜粋

#### 1. 診療収入の確定基準

未収入金は診療収入の計上時期が決算日（個人は12月31日、法人の場合は決算月の末日）までに到来しているが、入金が決算日までに無いものを言います。

よって、診療収入時期の確定がいつかを確認しておくことが必要です。

- 保険窓口負担金は当日の治療が確定した日となります。
- 自由診療はその治療が完了した日となります。具体的には、補綴物セットの日（セット基準）やインプラント埋入日（部分完成基準）、インプラントの補綴物セット日（セット基準）等があります。自由診療の治療完了については自費カルテにその旨を記入しておくことが必要です。
- 支払がクレジットの場合には、上記と同様に治療が完了した日が収入確定日です。

#### 2. 未収入金の確認方法

- 保険窓口未収入の確認のためには、レセコンから決算日現在の未収入金一覧等の資料を出力して確認することになります。
- 自由診療未収入金は、決算日現在で治療が完了していて入金がないものをピックアップします。
- 決算日現在の入金がないものにはクレジット払いも含まれます。
- 決算時に橋本会計から決算月翌月初の自由診療入金額について未収入金確認のため内容をお伺いする場合があります。
- 未収入金とした治療について外注技工料が発生している場合には、その支払時期により決算の内容が異なってきますのでお知らせいただくようお願い申し上げます。

# ドクター会計

## 平成 30 年分年末調整

今年も年末調整の時期が迫って参りました。年末調整は毎月の給与等から源泉徴収をした所得税及び復興所得税の合計額と、その方が 1 年間に納めるべき所得税額との差額を精算するもので、確定申告の手間を省くことができます。平成 30 年分はこれまでと変わった点もございますので、以下ご案内いたします。

### 【年末調整の対象となる方】

- ・ 1 年を通じて勤務している方
- ・ 年途中で就職し年末まで勤務している方
- ・ 12 月中に支給される給与の支払いを受けた後に退職した方

※年間で給与の総額が 2,000 万円を超える方は年末調整は出来ず、確定申告が必要となります。

### 【平成 30 年分変更点】

昨年までは①扶養控除申告書と②給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の 2 枚をご記入いただいておりますが、今年から③として配偶者控除等申告書が新設されました。(②は単独で保険料控除申告書となりました。)

こちらの申告書には配偶者特別控除の適用だけでなく、配偶者控除の適用にも提出が必要となりますので、該当の方は必ず提出してください。(該当なしの場合は提出不要です。)

なお、ご本人の所得の見積額及び、配偶者の所得の見積額の記載が必須事項となります。

### 【マイナンバーの取り扱い】

弊社ではマイナンバーの管理をしておりませんので、年末調整の際はお配りしたマイナンバー台帳にご記入の上、年末調整の用紙と一緒にご提出ください。

昨年記載していただいた方は「平成 29 年源泉徴収簿」に綴じてお返ししていますので、そちらをご提出していただく方法でも構いません。

### 【注意点】

- ・ 今年入社された方で、前職のある方は前職の平成 30 年分源泉徴収票のご提出をお願いします。
- ・ 生命保険料、地震保険、国民年金、確定拠出年金等の控除証明は**原本**の提出が必要となります。
- ・ 国民健康保険料は証明書の提出は必要ありませんので、平成 30 年中のお支払額を計算の上、記載してください。
- ・ 医療費控除、ふるさと納税による寄付金控除等は年末調整ではなく、確定申告が必要となります。  
(ふるさと納税のワンストップ特例制度利用の場合は確定申告は不要です。)

# 医療承継

## 住宅取得等資金の非課税贈与

20歳以上の子・孫に対して、住宅取得のための資金を非課税で贈与できる制度があります。当該制度は平成33年12月31日までが期限となっていますが贈与年度や消費税率・住宅性能に応じて非課税の限度額が異なります。

### <非課税限度額>

#### 1 下記2以外の場合

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日(注3)	省エネ等住宅(注4)	左記以外の住宅
平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円
平成28年1月1日から 平成32年3月31日まで	1,200万円	700万円
平成32年4月1日から 平成33年3月31日まで	1,000万円	500万円
平成33年4月1日から 平成33年12月31日まで	800万円	300万円

#### 2 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合(注2)

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日(注3)	省エネ等住宅(注4)	左記以外の住宅
平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで	3,000万円	2,500万円
平成32年4月1日から 平成33年3月31日まで	1,500万円	1,000万円
平成33年4月1日から 平成33年12月31日まで	1,200万円	700万円

※省エネ等住宅とは

省エネ等基準(①1断熱等性能等級4若しくは一次エネルギー消費量等級4以上であること、②耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上若しくは免震建築物であること又は③高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上であること)に適合する住宅用の家屋であることにつき、一定の書類により証明されたもの → 証明書を入手し申告時に添付が必要です。

上記のとおり平成30年度の贈与は通常の住宅だと700万円まで非課税、省エネ等住宅に該当する場合は1200万円まで非課税となります。なお、贈与税の基礎控除分110万円を別途追加考慮することが可能です。

住宅取得等資金の非課税制度は要件が細かくまた非課税範囲内の贈与でも贈与税の申告が必要となっています。早めにご相談ください。